

2022年8月5日

## 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2022 年 8 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により 読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議 しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上をつうじて株主の皆さまへの利益還元の充実を図るため。

## 2. 取得に係る事項の内容

- (1)取得する株式の種類 普通株式
- (2)取得する株式の総数 20,000,000株 (上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.71%)
- (3)株式の取得価額の総額 100億円(上限)
- (4) 取 得 期 間 2022年8月8日~2022年11月28日

## 3. ご参考

2022 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有発行済株式総数(自己株式を除く)737,146,412 株自己株式数78,374,675 株

以 上